

障発0115第3号
令和8年1月15日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業の実施について（通知）

今後、障害福祉サービスの需要が一層高まる一方で、生産年齢人口の減少が見込まれている。こうした中、将来にわたる障害福祉サービスの質の維持・向上に向け、ケアの充実のための生産性向上の取組を推進することが喫緊の課題となっている。

こうした状況を踏まえ、障害福祉の現場における介護ロボットや ICT のテクノロジーの導入及び活用により、介護業務の負担軽減、労働環境の改善、業務効率化を推進するため、今般、別紙のとおり「障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業 実施要綱」を定め、令和7年12月16日から適用することとしたので通知する。

(別紙)

障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業 実施要綱

1. 目的

本事業は、障害福祉現場の職員の介護業務の負担軽減、労働環境の改善、業務負担効率化を図り、働きやすい職場環境の整備や安全・安心な障害福祉サービスの提供等を推進するため、障害福祉事業者が介護ロボットや ICT を導入する際の経費等を支援することを目的とする。

2. 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）とする。

なお、5（1）イの事業は、都道府県等が事業を適切に実施することができると認める団体に事業の全部又は一部を委託することができる。

3. 対象者

（1）介護ロボット等の導入支援事業

障害福祉サービス事業者、障害者支援施設事業者、一般相談支援事業者、特定相談支援事業者、障害児入所施設事業者、障害児通所支援事業者、障害児相談支援事業者（以下、「障害者支援施設事業者等」という。）とする。

（2）ICTの導入支援事業

ア ICT機器の導入支援

障害福祉サービス事業者、障害者支援施設事業者、一般相談支援事業者、特定相談支援事業者（以下、「障害福祉サービス事業者等」という。）とする。

イ AIカメラ等の導入支援

障害福祉サービス事業者等のうち、訪問系サービス事業者（居宅介護事業者、重度訪問介護事業者、同行援護事業者、行動援護事業者、重度障害者等包括支援事業者）、就労定着支援事業者、一般相談支援事業者及び特定相談支援事業者を除いた事業者（以下、「障害福祉事業者等」という。）とする。

（3）介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業

ア 介護テクノロジーのパッケージ型による導入
障害福祉サービス事業者等とする。

イ 見守り機器の導入に伴う通信環境整備

障害者支援施設事業者、共同生活援助事業者とする。

4. 定義

（1）介護ロボット等の導入支援事業・介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業

- ア 「障害福祉サービス事業者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）（以下「法」という。）第 5 条第 1 項に規定する「障害福祉サービス事業」を行う者をいう。
- イ 「障害者支援施設事業者」とは、法第 5 条第 1 項に規定する「施設障害福祉サービス」を行う者をいう。
- ウ 「一般相談支援事業者」とは、法第 5 条第 18 項に規定する「一般相談支援事業」を行う者をいう。
- エ 「特定相談支援事業者」とは、法第 5 条第 18 項に規定する「特定相談支援事業」を行う者をいう。
- オ 「障害児入所施設事業者」とは、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 42 条に規定する「障害児入所施設」において児童福祉法第 24 条の 2 に規定する「障害児入所支援」を行う者をいう。
- カ 「障害児通所支援事業者」とは、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 の 2 に規定する「障害児通所支援事業」を行う者をいう。
- キ 「障害児相談支援事業者」とは、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 の 2 第 6 項に規定する「障害児相談支援事業」を行う者をいう。

（2）ICT の導入支援事業

- ア 「障害福祉サービス事業者」とは、法第 5 条第 1 項に規定する「障害福祉サービス事業」を行う者をいう。
- イ 「障害者支援施設事業者」とは、法第 5 条第 1 項に規定する「施設障害福祉サービス」を行う者をいう。
- ウ 「一般相談支援事業者」とは、法第 5 条第 18 項に規定する「一般相談支援事業」を行う者をいう。
- エ 「特定相談支援事業者」とは、法第 5 条第 18 項に規定する「特定相談支援事業」を行う者をいう。
- オ 「居宅介護事業者」とは、法第 5 条第 2 項に規定する「居宅介護」を行う者をいう。
- カ 「重度訪問介護事業者」とは、法第 5 条第 3 項に規定する「重度訪問介護」を行う者をいう。
- キ 「同行援護事業者」とは、法第 5 条第 4 項に規定する「同行援護」を行う者をいう。
- ク 「行動援護事業者」とは、法第 5 条第 5 項に規定する「行動援護」を行う者をいう。
- ケ 「重度障害者等包括支援事業者」とは、法第 5 条 9 項に規定する「重度障害者等包括支援」を行う者をいう。
- コ 「就労定着支援事業者」とは、法第 5 条第 15 項に規定する「就労定着支援」を行う者をいう。

5. 事業内容等

（1）介護ロボット等の導入支援事業

ア 介護ロボット等の導入支援

都道府県等は、管内の障害者支援施設事業者等からの当該事業に係る事業計

画書及び積算内訳書に基づき、介護ロボット等導入に要する費用を補助する。

イ 都道府県等による介護ロボット等の導入促進

都道府県等は、以下のいずれか又は両方の事業を実施する。

- i 都道府県等は、管内の障害者支援施設事業者等を対象に、既に介護ロボット等を導入している障害者支援施設事業者等から導入に当たってのプロセス及び導入効果の説明や、介護ロボット等のメーカーによる試用の機会の提供など、介護ロボット等の導入を促進するための体験会等を実施する。
- ii 都道府県等は、管内の障害者支援施設事業者等を対象に、介護ロボット等を活用した業務効率化の取組を推進するため、業務コンサルタント等の第三者を活用したタイムスタディ調査等による業務の課題分析等を実施する。

実施にあたっては、「介護ロボット導入マニュアル及び介護ロボットを活用した介護方法の手順書」（令和元年度 介護ロボットを活用した介護技術開発支援モデル事業）等も参考にされたい。

ウ 補助対象

- i 補助の対象となる介護ロボット等とは、次の①から③の全ての要件を満たすものをいう。

① 目的要件

日常生活支援における、「移乗介護」、「移動支援」、「排泄支援」、「見守り・コミュニケーション」、「入浴支援」、「機能訓練支援」、「栄養管理支援」のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果があること。

② 技術的要件

ロボット技術（センサー等により外界や自己の状況を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行う介護ロボット等）を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮すること。

③ 市場的要件

販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

- ii 本事業に基づく補助の対象機器は、介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット等であって、1 機器につき 30 万円を上限として補助するものとする。ただし、「移乗介護」又は「入浴支援」のいずれかの場面において使用する介護ロボット等については、1 機器につき 100 万円を上限として補助するものとする。

この場合において、複数の分割可能な部分で構成される介護ロボット等については、当該介護ロボット等としての最低限の機能を有するまとまりをもって 1 機器とする。

また、介護ロボット等のメンテナンスに係る経費及び通信に係る経費は補助対象外とする。

- iii 1 施設・事業所当たりの補助上限額は別に定めることとする。なお、障害者支援施設事業者等が一つの施設・事業所において、4 の（1）アからキの

指定を複数受けている場合は、1施設・事業所として補助上限額を適用するものとする。

- iv 購入を原則とするが、リース又はレンタルの場合は年度末までのリース又はレンタル料を限度とする。
- v 5のイのiiの業務コンサルタント等の第三者を活用したタイムスタディ調査等による業務の課題分析等の実施に係る費用については、1施設・事業所あたり30万円を上限とする。

(2) ICTの導入支援事業

ア 障害福祉サービス事業者等に対するICTの導入支援

- i 都道府県等は、管内のICT導入に伴う補助を希望する障害福祉サービス事業者等を対象にICT導入に伴う研修会を開催する。本研修会への参加は、障害福祉サービス事業者等がICT導入に伴う補助を受けるための要件とする。
- ii 都道府県等は、管内の障害福祉サービス事業者等からの当該事業に係る事業計画書及び積算内訳書に基づき、ICT導入に要する費用を補助する。

イ 障害福祉事業者等に対するAIカメラ等の導入支援

都道府県等は、管内の障害福祉事業者等からの当該事業に係る事業計画書及び積算内訳書に基づき、AIカメラ等（防犯、虐待防止、事故防止など、利用者の安心安全のために活用するためのカメラ）の導入に要する費用を補助する。

ウ 補助対象

- i 情報端末（タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、インカム）
- ii ソフトウェア（開発の際の開発基盤のみは対象外）
- iii AIカメラ等
- iv 通信環境機器等（Wi-Fiルーターなど）
- v 保守経費等（クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策など）

（対象経費に係る留意事項）

- ① 当該年度中に係る経費のみを対象とする。また、購入を原則とし、リース又はレンタルは補助の対象外とする。
- ② iの情報端末については、業務効率化及び職員の業務負担軽減に効果のあるハードウェアが対象である。たとえば、障害福祉サービス等の提供に関する記録の入力が支援提供場所で完結し、また、その場で利用者の情報を確認できるタブレット等のほか、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減し、効率的なコミュニケーションを図るためのインカムなど、ICT技術を活用したものを対象とする。
- ③ iiのソフトウェアについては、次のいずれかに該当する製品を対象とする。いずれの場合も研究開発品ではなく、企業が保証する商用の製品であること。
 - ・施設・事業所での業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務（事業所内外の情報連携含む。）、請求業務を一気通貫（転記等

- の業務が発生しないもの。複数のソフトウェアを組み合わせで一気通貫で行う場合も対象とする。)で行うことが可能となっているものであるもの。
- ・バックオフィス業務（業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成、人事、給与、ホームページ作成などの業務）のためのソフトウェアであって、転記等の業務が発生しない一気通貫（転記等の業務が発生しないもの。複数のソフトウェアを組み合わせで一気通貫で行う場合も対象とする。）の環境が実現できるもの。
- ④ iiiのA I カメラ等の導入については、次の要件に該当する場合に対象とする。
- ・防犯、虐待防止、事故防止など、利用者の安心安全のために活用するためのカメラであること。
 - ・居室等の生活空間ではなく、共用スペースや、目の届きにくい建物内外の死角に当たる場所等が撮影範囲となるように設置すること。
 - ・カメラにより特定の個人を識別することができる映像又は画像（以下、「映像等」という。）を取得する場合、当該映像等は「個人情報保護法」（平成15年法律第57号）第2条に規定する「個人情報」に該当するため、同法の規定を遵守すること。
 - ・利用者や来訪者が防犯のためにカメラにより撮影されていることを容易に認識できる状態で設置するとともに、カメラが作動中であることや、撮影した映像等を警察等に提供する場合があることを設置場所等に掲示すること。
 - ・カメラの設置については、必要に応じて、利用者や家族等に事前に周知することとし、カメラの設置趣旨・目的等について十分に説明するほか、映像の保管・管理体制の整備を行うこと。
 - ・撮影した映像等を、利用者の生活状況を共有する目的で家族等に提供するなど、本来の目的外で第三者に提供してはならないこと。
- ⑤ ivの通信環境機器等及びvの保守経費等については、iの情報端末、iiのソフトウェア、iiiのA I カメラ等の導入に必要なものに限り対象とする。
- ⑥ インターネット回線使用料等の通信費、その他本事業の目的・趣旨から逸脱している経費は対象外とする。

（3）介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業

介護ロボット等やICTを複数組み合わせて導入する障害福祉サービス事業者等に対して、介護テクノロジーのパッケージ型の導入支援を行う。

介護ロボット等やICTの導入における要件や補助対象等については、5（1）及び（2）の内容を準用する。ただし、パッケージ型の導入支援を行う場合は、5（1）ウ（ii）に規定する介護ロボット等の1機器当たりの上限額については適用しない。

ア 介護テクノロジーのパッケージ型による導入

5（1）ウ及び（2）ウ（i）～（iii）に定める対象経費に該当するもので、複数のテクノロジーを組み合わせで導入する場合に必要な経費を補助する。

※ ICTについては、5（2）ウ（iv）通信環境機器等及び（v）保守経費等は補助対象外とする。

イ 見守り機器及び見守り機器の導入に伴う通信環境整備

障害者支援施設事業者及び共同生活援助事業者が見守り機器を導入し、その機器を効果的に活用するために必要な通信環境を整備するための経費として、次を対象とする。

(通信環境整備に係る対象経費)

- ・ Wi-Fi 環境を整備するために必要な経費（配線工事（Wi-Fi 環境整備のために必要な有線 LAN の設備工事も含む）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築など）
- ・ 職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム（デジタル簡易無線登録型等の Wi-Fi 非対応型のインカムを含む。）
- ・ 見守り機器を用いて得られる情報をサービスの提供の記録にシステム連動させるために必要な経費（見守り機器を用いて得られる情報とシステム連動可能なサービスの提供の記録ソフトウェア（既存のサービスの提供の記録ソフトウェアの改修経費も含む）、バイタル測定が可能なウェアラブル端末、見守り機器を用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等）

※ 見守り機器のメンテナンスに係る経費及び通信に係る経費は補助対象外とする。

6 経費の補助

国は、本事業に要する費用の一部について、別に定めるところにより補助するものとする。

7 事業実施にあたっての留意事項

- (1) 都道府県等は、本事業により介護ロボット等や ICT を導入した施設・事業所に対し、施設・事業所における介護ロボット等や ICT の導入状況について、当該事業に係る実績報告書及び精算内訳書により、事業完了年度の翌年度の 4 月末日までに報告を求める。
- (2) 都道府県等は、本事業により介護ロボット等や ICT を導入した施設・事業所に対し、客観的かつ定量的な指標に基づいて介護ロボット等や ICT の導入前後の比較を行い、生産性向上による業務効率化及び職員の業務負担軽減の効果等について報告させるとともに、これらをとりまとめの上、別に定める期限までに国に報告する。
- (3) 都道府県等は、全国の施設・事業所における介護ロボット等や ICT の導入の参考に資するよう、介護ロボット等や ICT を導入した施設・事業所に対し、導入製品の内容や導入効果等についてホームページ等により公表させるとともに、これらの公表状況について取りまとめ、介護ロボット等の活用事例や ICT の活用モデルとして、都道府県等のホームページに掲載する等により広く情報提供すること。

また、これらの報告及び公表状況については、厚生労働省においても、活用事

- 例として公表等を行う可能性があるのもので、事前に施設・事業所の同意を得ること。
- (4) 施設・事業所が導入経費を算定するに当たっては、補助金の適正化や経済性の観点から、あらかじめ複数の業者から見積書を徴し、原則として最低価格を提示した業者を選定すること。
 - (5) 次の①及び②の条件を満たす施設・事業所について、国において補助対象を選定する際に優先的な採択を行うものとする。
 - ① 介護ロボット等やICTの導入によって得られた生産性向上による業務効率化及び職員の業務負担軽減により、超過勤務手当等の経費に金銭的剰余が出た場合に、当該費用を利用者が受ける障害福祉サービスの質の向上や職員の賃金改善に資する取組に適切に使用することとし、その旨を職員等に周知する旨を申しした場合。
 - ② 本補助事業の交付申請時において「福祉・介護職員等処遇改善加算」を算定しているか、あるいは交付申請後おおむね3か月以内に取得見込みであることを都道府県等が認めた場合。
 - (6) 他の国庫補助事業により補助を受けている場合は、本事業の補助対象とならないことに留意すること。
 - (7) 5(1)及び(3)で、介護ロボット等を導入する場合においては以下の要件に留意すること。
 - ① 導入する介護ロボット等は、電気用品安全法(PSE)認証、Sマーク、電磁両立性(EMC)試験等製品レベルでの安全性の認証がなされており、利用上の安全性が十分に確保されていること。
 - ② 介護ロボット等の導入時には介護従事者の負担が軽減される等、機器の有効性、効果的な利用方法、注意事項等をメーカー等が研修するなどの十分なフォローアップ体制が取られていること。
 - ③ 介護ロボット等の導入に際しては、サービス利用者等に対して、介護ロボット等を活用したサービスを提供することについて十分な説明を行い、同意を得た上で実施すること。
 - (8) 都道府県等においては、管内の事業者団体等と連携を図りながら、本事業の活用についての周知や介護ロボット等の導入を促進するための体験会等を実施することにより、施設・事業所が積極的に介護ロボットやICTを導入し、介護従事者の業務負担の軽減が図られるように努めること。